

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第二条第三項第四号の政令で定めるハイドロフルオロカーボン及び同条同項第五号の政令で定めるパーフルオロカーボンとして、下表の温室効果ガス（計 8 種類）を追加する。

温室効果ガス	（参考）化学式
法第二条第三項第四号の政令で定めるハイドロフルオロカーボン	
一・二 ジフルオロエタン（別名 H F C -152）	$\text{CH}_2\text{FCH}_2\text{F}$
フルオロエタン（別名 H F C -161）	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{F}$
一・一・一・二・二・三 ヘキサフルオロプロパン （別名 H F C -236cb）	$\text{CH}_2\text{FCF}_2\text{CF}_3$
一・一・一・二・三・三 ヘキサフルオロプロパン （別名 H F C -236ea）	$\text{CHF}_2\text{CHFCF}_3$
一・一・一・三・三 ペンタフルオロプロパン （別名 H F C -245fa）	$\text{CHF}_2\text{CH}_2\text{CF}_3$
一・一・一・三・三 ペンタフルオロブタン （別名 H F C -365mfc）	$\text{CH}_3\text{CF}_2\text{CH}_2\text{CF}_3$
法第二条第三項第五号の政令で定めるパーフルオロカーボン	
パーフルオロデカリン（別名 P F C -9-1-18）	$\text{C}_{10}\text{F}_{18}$
パーフルオロシクロプロパン	$\text{c-C}_3\text{F}_6$

なお、三ふっ化窒素（ NF_3 ）については、既に平成 25 年の法改正により、法第二条第三項第七号として追加することとされている（当該改正規定の施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日）。

法第二条第五項の政令で定める地球温暖化係数を下表のとおり定め、及び変更する。

温室効果ガス	地球温暖化係数	
	変更前	変更後
二酸化炭素	1	(変更なし)
メタン	21	25
一酸化二窒素	310	298
トリフルオロメタン(別名HFC 23)	11700	14800
ジフルオロメタン(別名HFC 32)	650	675
フルオロメタン(別名HFC 41)	150	92
―・―・―・二・二 ペンタフルオロエタン (別名HFC 125)	2800	3500
―・―・二・二 テトラフルオロエタン (別名HFC 134)	1000	1100
―・―・―・二 テトラフルオロエタン (別名HFC 134a)	1300	1430
―・―・二 トリフルオロエタン(別名HFC 143)	300	353
―・―・― トリフルオロエタン(別名HFC 143a)	3800	4470
―・二 ジフルオロエタン(別名HFC-152)	(新規)	53
―・― ジフルオロエタン(別名HFC 152a)	140	124
フルオロエタン(別名HFC-161)	(新規)	12
―・―・―・二・三・三・三 ヘプタフルオロプロパン (別名HFC 227ea)	2900	3220
―・―・―・二・二・三 ヘキサフルオロプロパン (別名HFC-236cb)	(新規)	1340
―・―・―・二・三・三 ヘキサフルオロプロパン (別名HFC-236ea)	(新規)	1370
―・―・―・三・三・三 ヘキサフルオロプロパン (別名HFC 236fa)	6300	9810
―・―・二・二・三 ペンタフルオロプロパン (別名HFC 245ca)	560	693
―・―・―・三・三 ペンタフルオロプロパン (別名HFC-245fa)	(新規)	1030

一・一・一・三・三 ペンタフルオロブタン (別名H F C -365mfc)	(新規)	794
一・一・一・二・三・四・四・五・五・五 デカフルオロペンタン(別名H F C 43 10m e e)	1300	1640
パーフルオロメタン(別名P F C 14)	6500	7390
パーフルオロエタン(別名P F C 116)	9200	12200
パーフルオロプロパン(別名P F C 218)	7000	8830
パーフルオロブタン(別名P F C 31 10)	7000	8860
パーフルオロシクロブタン(別名P F C c 318)	8700	10300
パーフルオロペンタン(別名P F C 41 12)	7500	9160
パーフルオロヘキサン(別名P F C 51 14)	7400	9300
パーフルオロデカリン(別名P F C 9 1 18)	(新規)	7500
パーフルオロシクロプロパン	(新規)	17340
六ふっ化硫黄	23900	22800
三ふっ化窒素	(新規)	17200

法第二条第五項の政令で定める「温室効果ガス総排出量」の算定方法に、三ふっ化窒素に係る規定を追加する。

法第二十一条の二第一項の政令で定める「特定排出者」及び一定の規模以上の事業所の要件に、三ふっ化窒素に係る規定を追加し、三ふっ化窒素の製造と半導体素子等の製造等の事業活動について、一定の方法により算定される三ふっ化窒素の排出量が、CO₂換算で3,000トン以上である者及び事業所であることを定める。

法第二十一条の二第三項の政令で定める温室効果ガス算定排出量の算定方法に、三ふっ化窒素に係る規定を追加し、上記の事業活動に応じた算定方法を定める。